

会津若松市農業委員会会長交際費の公表に関する要綱

(平成22年12月3日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市農業委員会会長の交際費（以下「会長交際費」という。）の支出に係る情報の公表に関し、行政運営の一層の透明性を図り、市民の農業委員会に対する理解と信頼を深めるため、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 会長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先・内容等
- (4) 支出金額
- (5) 累計額
- (6) 件数

2 前項の規定にかかわらず、会津若松市個人情報保護条例（平成15年会津若松市条例第2号）の規定により、個人情報保護の観点から特別の配慮が必要と認められる場合は、個人名は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条に規定する支出区分は、会津若松市農業委員会会長交際費支出基準によるものとする。

(公表の時期)

第4条 会長交際費の公表は、毎年4月に前年度における支出について行うものとする。

(公表の方法)

第5条 会長交際費の公表方法は、市のホームページに掲載することにより行うとともに、閲覧の申し出があった場合は、農業委員会事務局において会長交際費執行状況を閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の閲覧は、会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）第6条の規定による開示請求の手続は要しないものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成22年度分の会長交際費から適用する。

別記様式（第4条、第5条関係）

会長交際費執行状況（平成 年度）

支出年月日	支出区分	支出先・内容等	支出金額(円)

累計（平成 年度）

支出区分	累計額（円）	件数
会費		
弔費		
その他		
合計		